

岡山市立平津小学校「いじめ防止対策基本方針」

H29.8 改訂

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれらを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの未然防止に取り組む。本校児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「該当児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

【平成25年9月28日施行 「いじめ防止対策推進法 第2条」より】

3 いじめ防止対策のための組織

- (1) 「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに当該組織に報告・相談する。
- (2) 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・子ども相談主事・主任児童委員等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等と連携する。
- (3) 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から情報があつた場合はすぐに集まり、その後の対応を相談し、指導・支援体制を組む。
- (4) 「いじめ対策委員会」や生徒指導部会で、いじめの未然防止の取り組みを考え、学校全体で取り組む。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 学校の重点目標の一つに「認め合い支え合う人間関係づくり」を掲げ、いじめを生まない学級づくりに取り組むとともに、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

・毎月の職員会議や毎週の学年会で、情報交換や指導の在り方の共通理解を行う。

- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感をはぐくむ授業づくりに努める。
- ウ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた体験活動等の充実を図る。
- エ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるような道徳教育の充実を図る。
- オ 緊急性がある場合は、学級で指導する時間を確保する。
- カ 保護者ならびに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、市域・家庭・学校が一体となって児童の健やかな成長を見守り、いじめを行わない環境づくりを行う。
- キ いじめの防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置として、人権標語・人権集会等を実施する。
- ク 学校として、次の児童については特に配慮をして対応をし、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ① 発達障害を含む、障害のある児童。
 - ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童。
 - ③ 性同一性障害や性的思考・性自認に係る児童。
 - ④ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 児童対象学校生活(いじめ)アンケートを毎月行い、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 心のアンケートにもとづく教育相談を定期的実施(6月・11月)し、いじめの早期発見に努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。また、毎月1回保護者(希望者)対象の教育相談日を設ける。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

カ いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも3か月間止んでいること。

② 被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事案への対応

生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、岡山市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

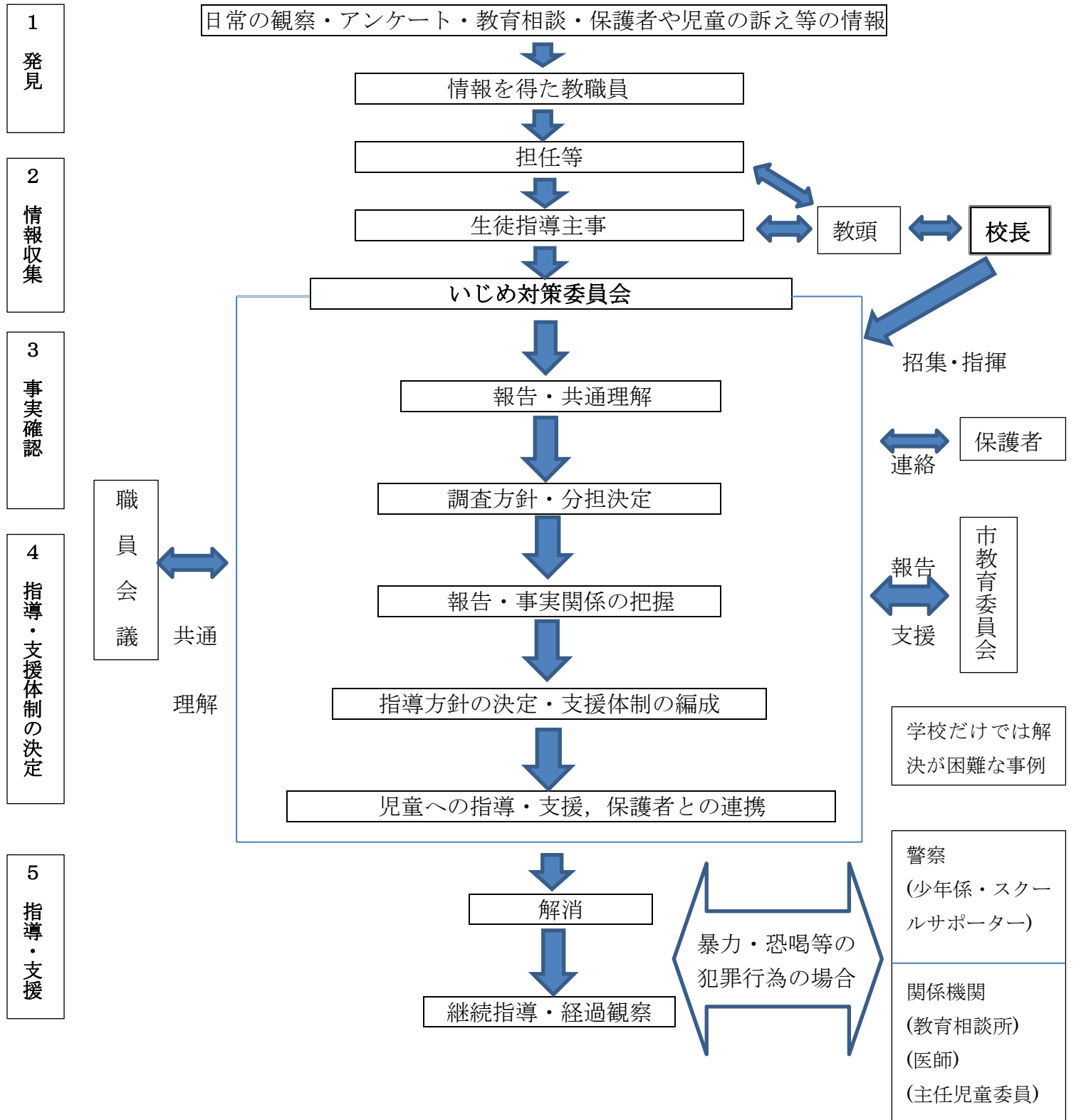
6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) 「いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

組織的ないじめ対応の流れ





再発防止・未然防止活動

＜取組の年間計画＞					
	「いじめ・対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	○「いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やスクールカウンセラーの児童・保護者への周知 ○学級開き, 学年開き	○いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 ○身体測定 ○学校生活(いじめ)アンケート	○OPTA総会, 学級懇談会での「いじめ基本方針」の説明
5月	D ↓			○学校生活(いじめ)アンケート	
6月	C ↓			○「心のアンケート」 ○教育相談週間	○自由参観日
7月	A ↓				○個人懇談 ○平津お化け屋敷
8月					
9月	P ↓			○身体測定 ○学校生活(いじめ)アンケート	
10月	D ↓			○学校生活(いじめ)アンケート	
11月	C ↓		○情報モラル指導(6年)	○「心のアンケート」 ○教育相談週間	
12月	A ↓	○人権週間 ・人権集会 ・人権標語・ポスター ○情報モラル指導(5年)		○学校生活(いじめ)アンケート	○個人懇談 ○保護者, 児童, 教員への学校評価アンケート
1月				○身体測定 ○学校生活(いじめ)アンケート	
2月		○保健指導(心の健康)		○学校生活(いじめ)アンケート	
3月	P ↓	○学校評価の結果を検証し, 「基本方針」の見直し	○6年生を送る会	○学校生活(いじめ)アンケート	
通年	^	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長の話 ○道徳教育, 体験活動の充実 ○わかる授業の充実 ○生徒指導連絡会での共通理解	○健康観察の実施 ○子ども相談主事との連携	○学年親睦会(学年ごとに)